北海道補給処公示第３号
平成２９年　４月　３日
北海道補給処公示第５号
平成２９年１０月１８日
一部改正：北海道補給処常続公示第１号
平成３１年　２月　１日
令和５年　２月　１日
令和５年　３月　３日
令和５年　５月　９日

公　　示

北海道補給処が行う随意契約への新規参入の申し込みについて

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊北海道補給処
調達会計部長　早　瀬　　英　俊

別添の対象契約一覧表に掲げる契約は、下記の要件に該当するため、じ後の契約を締結する場合には、当該要件を満たす契約企業との随意契約によって契約することを予定しているものです。それぞれの契約について必要となる要件を満たし、同契約への新規参入を希望される企業がありましたら、入札及び契約心得（陸幕会第３０６号。令和４年３月２４日）を参照の上、別記様式「装備品オーバーホール契約への新規参入申込書」に必要な書類を添付して第２項の提出先までご提出ください。

なお、当該契約への申込者が複数ある場合、指名競争契約を実施して契約相手方を決定するとともに、対象契約一覧表から削除します。

記

１　新規参入の申し込みに必要となる要件
対象契約一覧表中の各該当する契約において、武器等製造法（昭和２８年法律第１４５号）第３条又は第４条ただし書きに規定する経済産業大臣の許可を現に受け、又は当該許可を受けるため、申請中である者が一者に限られる武器に係る調達

２　提出先
〒０６１－１３９３　北海道恵庭市西島松３０８番地
陸上自衛隊北海道補給処調達会計部契約課　審査班長
電話　０１２３－３６－８６１１　（内線５３５３）

添付資料：別記様式
対象契約一覧表

別記様式

装備品オーバーホール契約への新規参入申込書

令和　　年　　月　　日

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊北海道補給処
調達会計部長　早　瀬　　英　俊　　殿

所 在 地
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

当社は、北海道補給処調達会計部が行う随意契約への新規参入の申し込みについて（北海道補給処常続公示第　号。令和　　年　　月　　日）の対象契約一覧表掲載番号　　の品目に関し、新規参入の申し込みに必要となる要件を満たしているので、証明する書類を添えて応募します。

添付書類：
※ 要件を満たすことを証明するために添付する書類の名称を記載する。

（注）押印を省略する場合には担当者名及び連絡先を記載すること。

対象契約一覧表

掲載番号	該当する契約	一覧表への掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	削除日（削除の理由）
1	９０式戦車オーバーホール	29.4.3	９０式戦車オーバーホールに必要となる武器等製造法（昭和２８年法律１４５号）第３条又は第４条ただし書きに規定する経済産業大臣の許可を現に受け、又は当該許可を受けるため、申請中である者	
2	８９式装甲戦闘車オーバーホール	29.4.3	８９式装甲戦闘車オーバーホールに必要となる武器等製造法（昭和２８年法律１４５号）第３条又は第４条ただし書きに規定する経済産業大臣の許可を現に受け、又は当該許可を受けるため、申請中である者	2.3.31（北海道補給処において、今後契約の予定がないため）
3	９０式戦車回収車オーバーホール	29.4.3	９０式戦車回収車オーバーホールに必要となる武器等製造法（昭和２８年法律１４５号）第３条又は第４条ただし書きに規定する経済産業大臣の許可を現に受け、又は当該許可を受けるため、申請中である者	
4	９９式自走１５５ｍｍりゅう弾砲（車体部）オーバーホール	29.4.3	９９式自走１５５ｍｍりゅう弾砲（車体部）オーバーホールに必要となる武器等製造法（昭和２８年法律１４５号）第３条又は第４条ただし書きに規定する経済産業大臣の許可を現に受け、又は当該許可を受けるため、申請中である者	
5	１２０ｍｍ戦車砲オーバーホール	29.4.3	１２０ｍｍ戦車砲オーバーホールに必要となる武器等製造法（昭和２８年法律１４５号）第３条又は第４条ただし書きに規定する経済産業大臣の許可を現に受け、又は当該許可を受けるため、申請中である者	
6	９９式自走１５５ｍｍりゅう弾砲オーバーホール	29.4.3	９９式自走１５５ｍｍりゅう弾砲オーバーホールに必要となる武器等製造法（昭和２８年法律１４５号）第３条又は第４条ただし書きに規定する経済産業大臣の許可を現に受け、又は当該許可を受けるため、申請中である者	
7	９６式装輪装甲車オーバーホール	29.4.3	９６式装輪装甲車オーバーホールに必要となる武器等製造法（昭和２８年法律１４５号）第３条又は第４条ただし書きに規定する経済産業大臣の許可を現に受け、又は当該許可を受けるため、申請中である者	31.1.31（北海道補給処において、今後契約の予定がないため）

対象契約一覧表

掲載番号	該当する契約	一覧表への掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	削除日（削除の理由）
8	８９式装甲戦闘車用砲部オーバーホール	29.4.3	８９式装甲戦闘車用砲部オーバーホールに必要となる武器等製造法（昭和２８年法律１４５号）第３条又は第４条ただし書きに規定する経済産業大臣の許可を現に受け、又は当該許可を受けるため、申請中である者	2.3.31（北海道補給処において、今後契約の予定がないため）
9	８７式偵察警戒車オーバーホール	29.4.3	８７式偵察警戒車オーバーホールに必要となる武器等製造法（昭和２８年法律１４５号）第３条又は第４条ただし書きに規定する経済産業大臣の許可を現に受け、又は当該許可を受けるため、申請中である者	31.1.31（北海道補給処において、今後契約の予定がないため）
10	８７式偵察警戒車用砲部オーバーホール	29.4.3	８７式偵察警戒車用砲部オーバーホールに必要となる武器等製造法（昭和２８年法律１４５号）第３条又は第４条ただし書きに規定する経済産業大臣の許可を現に受け、又は当該許可を受けるため、申請中である者	
11	９６式自走１２０ｍｍ追撃砲オーバーホール	29.4.3	９６式自走１２０ｍｍ追撃砲オーバーホールに必要となる武器等製造法（昭和２８年法律１４５号）第３条又は第４条ただし書きに規定する経済産業大臣の許可を現に受け、又は当該許可を受けるため、申請中である者	31.1.31（北海道補給処において、今後契約の予定がないため）
12	化学防護車（装輪）オーバーホール	29.4.3	化学防護車（装輪）オーバーホールに必要となる武器等製造法（昭和２８年法律１４５号）第３条又は第４条ただし書きに規定する経済産業大臣の許可を現に受け、又は当該許可を受けるため、申請中である者	31.1.31（北海道補給処において、今後契約の予定がないため）
13	９１式戦車橋オーバーホール	29.4.3	９１式戦車橋オーバーホールに必要となる武器等製造法（昭和２８年法律１４５号）第３条又は第４条ただし書きに規定する経済産業大臣の許可を現に受け、又は当該許可を受けるため、申請中である者	
14	８７式自走高射機関砲特別整備	29.10.18	８７式自走高射機関砲特別整備に必要となる武器等製造法（昭和２８年法律１４５号）第３条又は第４条ただし書きに規定する経済産業大臣の許可を現に受け、又は当該許可を受けるため、申請中である者	

対象契約一覧表

掲載番号	該当する契約	一覧表への掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	削除日（削除の理由）
15	１０式戦車オーバーホール	5.3.3	１０式戦車オーバーホールに必要となる武器等製造法（昭和２８年法律１４５号）第３条又は第４条ただし書きに規定する経済産業大臣の許可を現に受け、又は当該許可を受けるため、申請中である者	
16	１２０ｍｍ戦車砲砲座付き（１０式戦車用）オーバーホール	5.5.9	１２０ｍｍ戦車砲砲座付き（１０式戦車用）オーバーホールに必要となる武器等製造法（昭和２８年法律１４５号）第３条又は第４条ただし書きに規定する経済産業大臣の許可を現に受け、又は当該許可を受けるため、申請中である者	